

生物多様性保全への取組み

ENVIRONMENT



▶ 方針・考え方

関西電力グループ環境方針に基づき、当社グループは、生物多様性の重要性を認識し、事業活動に伴う影響を適切に把握・分析・評価し、生物多様性の保全に取り組んでいます。また、電気事業連合会において策定した「電気事業における生物多様性行動指針」を踏まえた取組みを展開するとともに、当社グループとしても生物多様性の重要性を認識し、事業活動を展開しています。重要な生物多様性のある地域における発電所の設置・変更にあたっては、環境影響評価法に則り、自然環境や生物多様性への影響をできる限り回避・低減するとともに、必要に応じて代償による復元等を検討します。

● 電気事業における生物多様性行動指針（2020年6月改定）

電気事業では、生物多様性に及ぼす影響を最小限にとどめると同時に、自然の恵みを持続可能な方法で利用することを心がけています。

今般、幅広い環境活動を取り込む「事業活動と環境対策の統合」いわゆる「環境統合型経営」が求められるようになったことを踏まえ、「電気事業における生物多様性行動指針」を改定しました。今後ともこの行動指針に基づき、自然の恵みに感謝しつつ持続可能な事業活動をめざします。

◆ 行動理念

電気事業者としてのみならず国際社会および地域社会の一員として、生物多様性が持続可能な社会の重要な基盤であることと、その実現をめざすことが責務であることを認識して、生物多様性に資する以下の事業活動を積極的に推進し、もって持続可能な社会の実現をめざす。

I. 生物多様性に資する環境統合型経営を推進する

- ① 電力供給をおこなう上で、生物多様性に配慮すると同時に、事業活動がSDGsの様々なゴールの達成に及ぼす効果を認識し、企業経営をおこなう。
- ② 電気事業全体での温室効果ガス削減に向けて、安全確保を大前提とした原子力発電の活用や再生可能エネルギーの導入拡大、火力発電の更なる高効率化と適切な維持管理および低炭素社会に資する省エネ・省CO₂サービスの提供等に最大限取り組む。
- ③ 循環型社会の形成と環境負荷低減に向けて、資源の有効利用や廃棄物最終処分量削減等の3R(リデュース・リユース・リサイクル)活動に継続的に取り組む。
- ④ 生物多様性への取組みについて、幅広いステークホルダーに対し、分かりやすい情報の発信や対話を、適宜適切におこなう。

II. 生物多様性に資する行動に着実に取り組む

- ⑤ 事業活動にあたっては、生物多様性への影響を適切に把握・分析・評価し、その保全と持続可能な利用に努める。
- ⑥ 生物多様性の保全と持続可能な利用に資する技術・研究開発を推進し、その普及に努める。
- ⑦ 森林保全や環境教育などの、社会的価値の創造につながる活動に、自主的かつ積極的に、また地域の関係機関やお客さまと連携・協働しながら取り組み、生物多様性の保全に努めるとともに、SDGsの達成に貢献する。
- ⑧ 社内外での環境教育や環境保全活動への参加を通じて、従業員の生物多様性に対する意識の向上を促す。
- ⑨ お客さまや次世代層への環境教育活動を実施するとともに、地域でおこなう教育活動に参加・協力することにより、生物多様性を育む意識を広く普及させる。



目 標

生物多様性の保全

事業活動における生物多様性への配慮

取組み

● 電気事業における生物多様性行動指針 II –⑤の具体的な活動事例

◆ 発電所周辺の動植物生息・生育状況の把握

奥多々良木発電所周辺では、これまでも在来種の保護等に取り組んでおり、2020年度に文献・現地調査により、発電所周辺のモリアオガエル等動植物の生息状況把握を行いました。今後その結果を踏まえて、さらなる生物多様性の保全活動を進めていきます。

また、生物多様性の保全に資する現況把握を目的に、2021年度は京都府木津川水系に位置する水力発電所周辺の調査を実施しました。調査の結果、特定外来生物による影響も受けておらず、生物多様性の高い群落が維持されていることが確認されました。引き続き、他の発電所周辺の調査も実施し、生物多様性保全の検討を進めていきます。

◆ 黒部ダム周辺の在来種保護

当社は長野県と富山県を結ぶ立山黒部アルペンルートにおいて電気バスを運行しています。排気ガスがないことはもとより、非常に静かに走行するため、動物を音で驚かすことも少ないといえます。

国立公園内にある黒部ダムには、年間100万人の観光客が訪れます。長野県側の入口である扇沢駅では、黒部で生育していない植物の種子などが観光客の靴底の泥などに付着して持ち込まれることも考えられるため、駅改札口に種子除去マットを敷設して外来種の侵入を防いでいます。除去した種子は、掃除機で収集し焼却処分しています。



種子除去マット

● 電気事業における生物多様性行動指針 II –⑤の具体的な活動事例

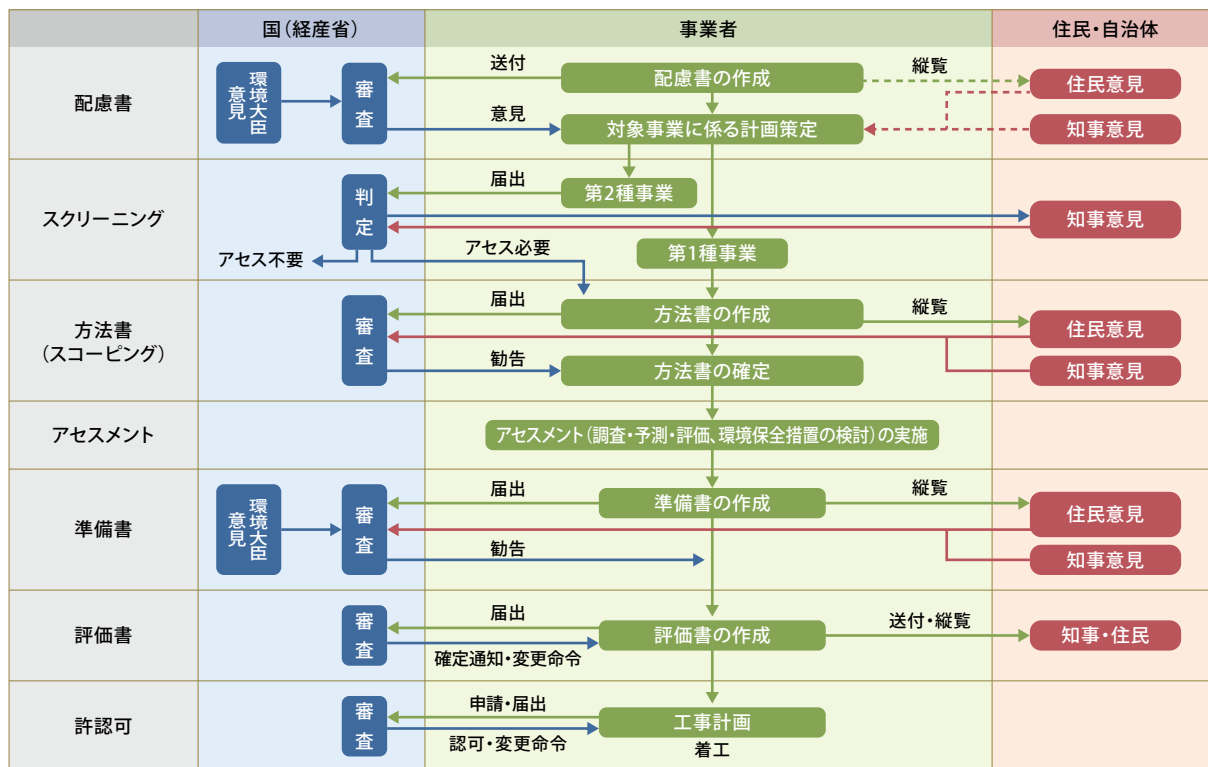
◆ 環境影響評価（環境アセスメント）の実施

環境影響評価制度とは、大規模な開発事業の実施に先立ち、事業による環境への影響を予測・評価し、必要な対策を検討する制度です。

わが国では、「環境影響評価法」に基づく制度があり、対象となる開発事業や調査項目、手続きの手順などが定められています。電気事業における発電所建設（新增設・リプレース）にあたっての環境影響評価では、法制化される前から蓄積してきた多くの知見を活用するとともに、各段階において地域のみならず、地方公共団体、国の意見および勧告を受けるなどして、適切に実施しています。さらに専門家等の意見も踏まえた環境保全措置により、自然環境や生物多様性への影響を最小限に抑えるとともに、自然環境の復元などに取り組んでいます。



◆環境アセスメント手続き

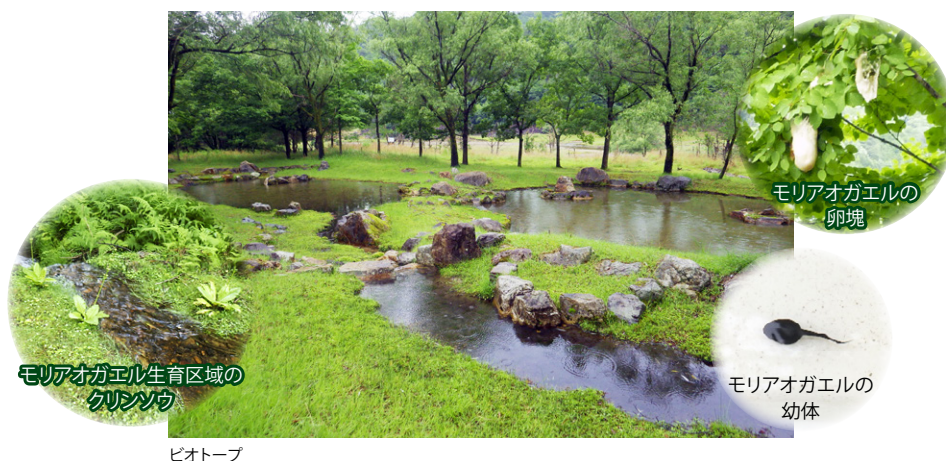


●電気事業における生物多様性行動指針II-⑦の具体的な活動事例

◆自然の森づくり

発電所では自然に近い森を短期間でつくるため、地域に適した植栽樹種の苗木を選定し、密植・混植することで、地域本来の生物多様性を守るための環境づくりに努めています。

また、自然の森を維持していくため、有識者の指導を仰ぎながら、さらなる種の多様化や外来種の駆除対策等、継続した生物多様性の保全活動に取り組んでいます。



◆コウノトリの保護

兵庫県豊岡市では、放鳥されている国の特別天然記念物のコウノトリが電柱や鉄塔に営巣することがあります。事故やコウノトリの感電も危惧されるため、関西電力送配電(株)は細やかに巡回し、自治体と連携して巣の早期撤去や、電柱への接近阻止対策を行い、コウノトリの保護と電力の安全・安定供給を両立させています。

